

静岡労働局長
石丸 哲治 殿

2022年 月 日
静岡県労働組合共闘会議
代表幹事 鈴木 英夫
静岡県中部地区労働組合会議
議長 鈴木 正巳
静岡県ユニオンネットワーク
代表 小澤 満夫
◆連絡先 静岡市葵区黒金町55
TEL 054-292-4121 FAX 054-292-4122

最低賃金の再改定を静岡地方最低賃金審議会に 諮問することを求める要請書

2022年度の地域別最低賃金改定が10月20日、全ての都道府県において発効し、静岡県においては944円(3.4%)、全国加重平均961円(3.3%)が決定しました。しかし、この改定は、最低賃金に近い賃金水準で働く労働者にとって最も影響のある、消費者物価指数の基礎的支出項目(食料、家賃、光熱費、保健医療サービスなど、6月の前年比4.4%)にも満たないまったく不十分なものでした。

最低賃金法第12条には、「厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、地域別最低賃金について、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をしなければならない」とあります。

これまで実施したことのない年度途中の再改定には、大変なハードルがあることは理解します。しかし、政府も「物価・賃金総合本部」を設置し、足下の原油価格や物価の高騰による国民生活や経済活動への影響に緊急かつ機動的に対応し、賃金の上昇を通じてコロナ禍からの経済社会活動の回復を確かなものとすべく、関係行政機関の緊密な連携の下、総合的な検討を行うとしています。また、厚生労働省は最賃改定が年1回という定めはなく、急激な物価高騰などの事態が生じれば、再改定も制度上は否定されるものではないとしています。

最低賃金に近い賃金水準で働く労働者は貯えもなく、物価高騰の中で食費にも事欠くような厳しい冬を迎えようとしています。物価高騰という緊急事態の中で、低所得者層の生活を守ることは重要な政策課題です。最低賃金改定制度を柔軟に運営していくことが求められています。

中央最低賃金審議会が答申した、令和4年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解の要旨は以下の通りです。

- (ア) 賃上げについては、賃金改定状況調査結果第4表の一般労働者及びパートタイム労働者の一般・パート別、男女別共に賃金上昇率(ランク計)は1.5%、継続労働者に限定した賃金上昇率(ランク計)は2.1%となっている。ただし、第4表における賃金上昇率は、企業において労働者の生計費や賃金支払能力等を総合的に勘案して賃金決定がなされた結果であると解釈できるところ、今年の結果を見るに当たっては、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性があるという点にも留意が必要である。

- (イ) 労働者の生計費については、消費者物価指数の「持ち家帰属家賃を除く総合」が、今年 4 月に 3.0%、5 月に 2.9%、6 月に 2.8%（対前年同月比）となっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需的な支出項目については 4%を超える上昇率となっている。必需的な支出項目を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者の中には生活が苦しくなっている者も少なくないと考えられる。このため、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。
- (ウ) 通常の事業の賃金支払能力については、企業の利益や業況がコロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。
- (エ) 各ランクの引き上げ額の目安については、前記（ア）、（イ）、（ウ）を総合的に勘案し、今年度の各ランクの引き上げ額の目安は 3.3%を基準として検討することが適当である。地域間格差への配慮の観点から、少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を上昇させる必要も考慮し、A・B ランクと C・D ランクの目安額の差は 1 円とすることが適当であると考えられる。

中央最低賃金審議会の公益委員見解は、上記のように①今年度の賃上げは物価上昇率を反映していない。②最低賃金に近い賃金水準で働く労働者にとって、物価上昇率は「基礎的支出項目」が最も重要な値であるとしながらも、最低賃金の引き上げでは「持ち家の帰属家賃を除く総合」の物価上昇率を採用し、結論として A・B ランク 31 円、C・D ランク 30 円を目安としています。

一方、地方最低賃金審議会に対する期待として、『今後、公益委員見解の取りまとめに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。』としています。そして、公益委員見解を取りまとめるに当たって参照にした「消費者物価指数の推移」「消費者物価指数の基礎的支出項目指数の推移」は、本年 6 月までのデータに過ぎません。

消費者物価指数（総合）の対前年比は、6 月（2.4%）、7 月（2.6%）、8 月（3.0%）、9 月（3.0%）と、まさに消費者物価等の状況認識に大きな変化が生じている緊急事態です。急激な物価上昇は、労働者の生活を直撃し社会問題となっています。

要請事項

今年度の最低賃金改定に対して、前提とされていた消費者物価等の経済情勢に関する状況認識に大きな変化が生じています。2022 年 6 月から 9 月の物価上昇率、特に最低賃金に近い賃金水準で働く労働者に影響を与える基礎的支出項目の上昇率を勘案し、早急に最低賃金法第 12 条に基づき、静岡地方最低賃金審議会に地域別最低賃金の再改定を諮問するよう要請します。

つきましては、下記の日時の何れかの日で要請日の設定をお願いします。

日時：12 月 12 日(月)、13 日(火)、19 日(月)、20 日(火) 時間は 15:00～ 場所：貴局

以上